

目 次

告 示

- ・撤去自転車の保管
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・河芸漁港に係る漁港区域の変更
- ・香良洲漁港に係る漁港区域の変更
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・財政公表
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管

公 告

- ・漂流物の拾得
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・平成18年産麦にかかる共済金の支払額、減収量等
- ・犬の抑留
- ・平成18年家畜共済に係る指定獣医師の契約締結
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・開発行為に関する工事の完了

津市告示第421号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月14日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）及び高田本山駅
- 2 撤去した年月日 平成18年9月14日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 4 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年安濃町告示第 2 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 9 月 1 5 日

津市長 松田直久

1 届出者

妙法寺自治会

三重県津市安濃町妙法寺 9 9 番地 4

代表者 大森幹郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	倉田 靖 津市安濃町妙法寺 8 6 番地
	変更後	大森幹郎 津市安濃町妙法寺 9 5 1 番地 2

3 変更の年月日

平成 1 8 年 9 月 5 日

4 変更の理由

臨時総会において役員の変更による新任

津市告示第423号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月15日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）及び津新町駅周辺
- 2 撤去した年月日 平成18年9月15日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第424号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月19日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年9月19日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第425号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月20日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）及び江戸橋駅前
公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年9月20日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第426号

漁港法の一部を改正する法律（平成12年法律第78号）附則第2条第1項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定により、第1種河芸漁港の指定内容について所在地の欄を削除し、区域の欄を次のように改める。

平成18年9月20日

津市長 松田直久

水 域	陸 域
<p>次の基点を中心とする半径500メートルの円弧及び陸岸によって囲まれた海面</p> <p>基点 北緯 34度46分50秒2599 東経 136度32分52秒5732</p>	<p>水域の欄に規定する円弧の延長線、次の点アから点エまでを順次結んだ線及び水際線によって囲まれた地域</p> <p>点ア 北緯 34度46分37秒2592 東経 136度32分40秒8047</p> <p>点イ 北緯 34度46分37秒6476 東経 136度32分40秒1744</p> <p>点ウ 北緯 34度47分04秒4275 東経 136度33分02秒1936</p> <p>点エ 北緯 34度47分04秒0878 東経 136度33分02秒8640</p>

津市告示第427号

漁港法の一部を改正する法律（平成12年法律第78号）附則第2条第1項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定により、第1種香良洲漁港の指定内容について所在地の欄を削除し、区域の欄を次のように改める。

平成18年9月20日

津市長 松田直久

水 域	陸 域
<p>次の点アから点エまでを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>点ア 北緯 34度39分46秒0864 東経 136度32分55秒0497</p> <p>点イ 北緯 34度39分46秒0421 東経 136度33分04秒8690</p> <p>点ウ 北緯 34度39分33秒0608 東経 136度33分04秒7830</p> <p>点エ 北緯 34度39分33秒1177 東経 136度32分52秒1533</p>	<p>水域の欄に規定する点ウと点エを結んだ線、同欄に規定する点エと次の点オを結んだ線、点オから点シまでを順次結んだ線、点シと同欄に規定する点アを結んだ線、同欄に規定する点アと点イを結んだ線及び水際線によって囲まれた地域。</p> <p>点オ 北緯 34度39分33秒1705 東経 136度32分40秒3707</p> <p>点カ 北緯 34度39分43秒0824 東経 136度32分40秒4355</p> <p>点キ 北緯 34度39分43秒3666 東経 136度32分40秒9982</p> <p>点ク 北緯 34度39分45秒0595 東経 136度32分45秒0746</p> <p>点ケ 北緯 34度39分45秒4693 東経 136度32分47秒1106</p> <p>点コ 北緯 34度39分46秒1057 東経 136度32分52秒5485</p> <p>点サ 北緯 34度39分46秒1690 東経 136度32分53秒6581</p> <p>点シ 北緯 34度39分46秒1780 東経 136度32分54秒6357</p>

津市告示第428号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月21日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年9月21日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第429号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月22日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅、久居駅（放置禁止区域）江戸橋駅前公共自転車等駐車場、白塚町地内及び一身田地内
- 2 撤去した年月日 平成18年9月22日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第430号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月25日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年9月25日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第431号

地方自治法第243条の3第1項及び津市財政公表条例第3条の規定により平成18年8月31日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成18年9月26日

津市長 松田直久

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況
- 7 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成18年8月31日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	89,089,977	38,102,038	42.8%	89,089,977	20,715,214	23.3%
モーターボート競走事業特別会計	35,262,497	14,463,720	41.0%	35,262,497	13,823,404	39.2%
国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)	22,596,211	6,296,563	27.9%	22,596,211	7,358,463	32.6%
国民健康保険事業特別会計 (直営診療施設勘定)	38,125	7,286	19.1%	38,125	12,088	31.7%
介護保険事業特別会計	17,313,308	5,632,807	32.5%	17,313,308	5,432,890	31.4%
老人保健医療事業特別会計	22,592,549	7,794,372	34.5%	22,592,549	8,616,506	38.1%
風力発電事業特別会計	110,286	48,419	43.9%	110,286	9,790	8.9%
簡易水道事業特別会計	1,462,622	64,997	4.4%	1,462,622	26,357	1.8%
農業集落排水事業特別会計	492,630	46,572	9.5%	492,630	48,395	9.8%
土地区画整理事業特別会計	1,604,772	60,319	3.8%	1,604,772	154,375	9.6%
下水道事業特別会計	13,344,146	430,882	3.2%	13,344,146	880,144	6.6%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	341,182	66,229	19.4%	341,182	5,486	1.6%
棕本財産区特別会計	777	254	32.7%	777	54	6.9%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成18年8月31日現在

(1) 収入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	36,747,454	21,208,800	57.7%
2 地 方 譲 与 税	3,257,100	410,395	12.6%
3 利 子 割 交 付 金	190,000	67,963	35.8%
4 配 当 割 交 付 金	70,000	70,659	100.9%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	40,000	433	1.1%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,500,000	669,195	26.8%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	390,000	158,182	40.6%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	850,000	290,280	34.2%
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	61,000	0	0.0%
10 地 方 特 例 交 付 金	800,000	679,165	84.9%
11 地 方 交 付 税	14,500,000	6,309,566	43.5%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	51,300	0	0.0%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,838,788	625,631	34.0%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,388,543	1,113,444	46.6%
15 国 庫 支 出 金	7,297,885	1,736,015	23.8%
16 県 支 出 金	3,191,052	630,103	19.7%
17 財 産 収 入	110,840	37,295	33.6%
18 寄 附 金	1,551	347	22.4%
19 繰 入 金	8,483,058	0	0.0%
20 繰 越 金	100,000	3,853,451	3853.5%
21 諸 収 入	1,385,206	241,114	17.4%
22 市 債	4,836,200	0	0.0%
合 計	89,089,977	38,102,038	42.8%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	565,324	215,322	38.1%
2 総 務 費	11,929,546	3,944,629	33.1%
3 民 生 費	23,886,528	7,009,457	29.3%
4 衛 生 費	7,987,848	1,807,475	22.6%
5 労 働 費	191,006	155,805	81.6%
6 農 林 水 産 業 費	2,924,617	306,587	10.5%
7 商 工 費	1,301,579	578,983	44.5%
8 土 木 費	13,066,606	1,382,306	10.6%
9 消 防 費	3,617,920	1,281,101	35.4%
10 教 育 費	10,128,883	3,353,747	33.1%
11 災 害 復 旧 費	17,923	73	0.4%
12 公 債 費	12,993,771	323,404	2.5%
13 諸 支 出 金	378,426	356,325	94.2%
14 予 備 費	100,000	0	0.0%
合 計	89,089,977	20,715,214	23.3%

3 市債の状況

平成18年8月31日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 般 会 計	1 普 通 債	82,128,809	72.4%
	(1) 総 務	4,355,504	3.8%
	(2) 民 生	6,037,949	5.3%
	(3) 衛 生	13,116,061	11.6%
	(4) 労 働	15,826	0.0%
	(5) 農 林 水 産 業	1,855,837	1.6%
	(6) 商 工	665,322	0.6%
	(7) 土 木	37,500,546	33.1%
	(8) 消 防	2,353,593	2.1%
	(9) 教 育	16,228,171	14.3%
	2 災 害 復 旧 債	361,621	0.4%
	(1) 衛 生	4,400	0.0%
	(2) 農 林 水 産 業	56,707	0.1%
	(3) 土 木	300,514	0.3%
	3 そ の 他	30,788,101	27.2%
	(1) 減 収 補 て ん 債	295,502	0.3%
	(2) 臨 時 減 収 補 て ん 債	262,985	0.2%
	(3) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	11,066,352	9.8%
	(4) 臨 時 財 政 対 策 債	18,892,819	16.7%
	(5) そ の 他	270,443	0.2%
	計	113,278,531	100.0%
特 別 会 計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	6,096,626	6.5%
	国 民 健 康 保 険	8,986	0.0%
	風 力 発 電	304,217	0.3%
	簡 易 水 道	4,952,664	5.3%
	農 業 集 落 排 水	5,577,344	5.9%
	土 地 区 画 整 理	924,734	1.0%
	下 水 道	74,786,035	79.5%
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	1,368,476	1.5%
	計	94,019,082	100.0%
合 計	207,297,613	/	

平成18年8月31日現在 一時借入金 〇千円

4 基金の状況

平成18年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	11,957,077
減 債 基 金	3,045,104
退 職 手 当 積 立 基 金	2,194,239
文 化 振 興 基 金	211,369
国 際 交 流 基 金	217,493
緑 化 基 金	115,640
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	181,910
津 市 心 る さ と 振 興 基 金	940,599
土 地 開 発 基 金	2,252,218
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 基 金	51,008
モータボート競走事業財政調整基金	1,386,116
国民健康保険事業運営基金	742,653
介護保険事業運営基金	0
椋本財産区財政調整基金	20,604
農業集落排水事業基金	5,575
合 計	23,321,605

5 市有財産の状況

平成18年8月31日現在

有価証券	2,462,932千円
自動車	751台
建物	1,125,083m ²
土地	21,368,716m ²
土地開発基金 (土地)	82,678m ²

6 人口・世帯数・面積の状況

平成18年8月31日現在

人口	292,659人
世帯数	117,524世帯
面積	710.81m ²

7 市税の負担状況

平成18年8月31日現在

1人当たり	税目	1世帯当たり
55,980円	市民税	139,402円
54,217円	固定資産税	135,013円
5,971円	都市計画税	14,868円
5,072円	市たばこ税	12,631円
1,560円	軽自動車税	3,884円
141円	入湯税	351円
385円	その他	958円
123,326円	計	307,107円

津市告示第432号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月26日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年9月26日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第433号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月27日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）及び江戸橋駅前公共自転車等
駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年9月27日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第434号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月28日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津新町駅（放置禁止区域）、江戸橋駅東公共自転車等
駐車場及び江戸橋駅西公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年9月28日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市公告第120号

次のとおり漂流物件の拾得の届出がありましたので、水難救護法（明治32年法律第95号）第25条第2項の規定により次のとおり公告します。

なお、所有者は公告の日より6か月以内に津市都市計画部都市管理課へ申し出てください。

平成18年9月14日

津市長 松田直久

- 1 拾得の物件 強化プラスチック製小型船 船体のみ
全長約3.5m 幅約1.0m 白色
- 2 拾得年月日 平成18年9月8日
- 3 拾得の場所 津市港町 岩田川河口沖約4km
- 4 拾得者
 - (1) 住所 四日市市千歳町5-1
 - (2) 氏名 四日市海上保安部

津市公告第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月14日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成18年9月8日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町字四ッ野1457-1ほか6筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
多気郡明和町大字有爾中1330-1
有限会社 飛来不動産
代表取締役 平井 弘子

津市公告第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月14日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成18年9月8日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田上津部田字ヲノ坪1123-4ほか8筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市一身田上津部田1139
佐脇 孝憲

津市公告第123号

平成18年産の麦に係る農作物共済加入者への共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を次のとおり公表します。

平成18年 9月20日

津市長 松田直久

- 1 共済目的
平成18年産麦（一筆方式）
- 2 共済金の支払額
津市農林水産部農業共済室に備置きの図書のとおり
- 3 農作物共済減収量
前項の図書のとおり
- 4 共済金の支払期日
平成18年9月21日
- 5 支払方法
口座振替の方法

津市公告第124号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年9月20日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年9月19日
- 2 抑留期間 平成18年9月22日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	垂水	雑種	黒	メス	中	不明	紫の首輪

- 3 公示期間 平成18年9月20日から平成18年9月22日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第125号

家畜共済において設置する指定獣医師について、本市が指定契約を委託した三重県農業共済組合連合会が次のとおり指定契約を締結したので公告します。

平成18年9月20日

津市長 松田直久

- 1 指定契約期間 平成18年9月1日から平成19年8月31日まで
- 2 指定獣医師

診療施設	氏名	住所
南ヶ丘動物病院	奥田 昌広	津市垂水887-7
布瀬獣医科	布瀬 多計夫	松阪市下村町985-7
森動物病院	森 一司	四日市市水沢町3009-1
石井動物病院	石井 一功	大阪府堺市北三國ヶ丘町4丁目1番4号
野村獣医科	野村 登美夫	松阪市立田町802-1
勝田動物診療所	勝田 主税	伊賀市波敷野117

津市公告第126号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年9月22日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年9月20日
- 2 抑留期間 平成18年9月25日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	大里山室町	テリア系	ベージュ ユ	オス	小	不明	子犬 青い首輪

- 3 公示期間 平成18年9月22日から平成18年9月25日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第127号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年9月25日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年9月22日
- 2 抑留期間 平成18年9月27日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白山町	ポインター系	白黒	メス	中	不明	鎖の首輪

- 3 公示期間 平成18年9月25日から平成18年9月27日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月26日

津市長 松田直久

1 工事完了年月日

平成18年9月22日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市半田字朝日803-1ほか5筆、半田字笠取1238ほか1筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市一身田平野318-5

株式会社 ハートランド

代表取締役 米倉 大策